

深沢地区まちづくりガイドライン運用等支援業務委託 仕様書

1 総 則

本仕様書は、「深沢地区まちづくりガイドライン運用等支援業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 目 的

深沢地域整備事業では、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3箇年で、深沢地区のまちづくりの指針となる「深沢地区まちづくりガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の検討を行うため、令和2年(2020年)7月に「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置し、令和5年(2023年)2月に同委員会から「ガイドライン(案)」の答申を受けた。その後、「ガイドライン(案)」を3月に策定し、公表した。

本業務は、市が掲げる要素をまちづくりに反映するための先進的な知識・技術や創造性、さらに、それらを踏まえまちづくりを総合的にまとめていくとともに、深沢地域整備事業の進捗に合わせて、ガイドラインを策定し、ガイドラインに基づく地区計画再開発等促進区の方針(案)の検討、地区整備計画(案)の検討、エリアマネジメント手法及び組織の検討並びに委員会の運営に係る支援を目的とする。

3 履行場所

鎌倉市御成町18番10号 ほか

4 履行期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月17日までとする。

5 業務内容

ガイドラインに基づき以下の事項について、検討及び提案を実施する。

【令和5年度(2023年度)】

(1) 地区計画再開発等促進区の方針(案)の検討

地区計画再開発等促進区の方針(案)を検討し、作成する。なお、検討にあたっては、他市事例を踏まえ、法的事実性の観点を考慮する。

(2) エリアマネジメント手法及び組織の検討

ガイドラインを踏まえて、エリアマネジメント手法及び組織を検討する。また、鎌倉市が既に取り組んでいる市民参画の取組を考慮した、深沢地区におけるプラットフォームの構築を検討する。

(3) 委員会の運営支援等

(1)～(2)について、年2回の委員会を開催する。そのための調査、検討、委員との事前調整、資料作成、実施支援、議事録作成等を実施する。

【令和6年度(2024年度)】

(1) 地区整備計画（案）の検討

街区等の地区整備計画（案）を検討する。

(2) エリアマネジメント手法及び組織の検討

ガイドラインに基づき、エリアマネジメント手法及び組織を検討する。また、鎌倉市が既に取り組んでいる市民参画の取組を考慮した、深沢地区におけるプラットフォームの構築を検討する。

(3) 委員会運営支援等

(1)～(2)について、年4回の委員会を開催する。そのための調査、検討、委員との事前調整、資料作成、実施支援、議事録作成等を実施する。

6 協議・打合せ

打合せ協議は、業務着手時、令和5年度（2023年度）に4回、令和6年度（2024年度）に4回の計8回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

7 業務の進め方

(1) 本業務を実施するにあたり、発注者の意図、目的を十分理解し、適切な人員を配置し、発注者との連絡を密にして最高技術を発揮するように努める。

(2) 本業務に係わる資料・成果物等について、内容が外部に漏れることのないように慎重に取り扱うものとする。

(3) その他、記載のない事項は、発注者と受注者で協議して決めるものとする。

8 法令等の遵守

法令及び条例等の関係諸法規を遵守する。

9 業務計画書

契約締結後、15日以内に作業内容を規定した業務計画書を作成し、発注者に提出した上で承諾を受けるものとする。

10 再作業

本業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、受注者は発注者と相談の上速やかに訂正、補足その他の処理を実施する。

11 資料の貸与

既往調査の結果等、本業務に必要な資料は発注者から貸与する。貸与された資料は業務完了後速やかに返却するものとする。ただし、本業務に必要な図書で市販されているものは、受注者側の負担において備えるものとする。

12 管理技術者

契約締結後、速やかに本業務の管理技術者を定め、発注者に対し通知するものとする。

13 提出書類

業務着手時、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）の成果物の納入時に、次の関係書類を発注者に速やかに提出し、承認を受けることとする。

- (1) 業務着手時
 - ア 着手届及び管理技術者選任届（経歴書を添付）
 - イ 技術者名簿（経歴書を添付）
- (2) 令和5年度（2023年度）と令和6年度の(2024年度)成果物の納入時
 - ア 業務委託完了届
 - イ 成果物引渡書

14 成果物

業務完了後、速やかに次の成果物を提出することとする。

なお、電子データの仕様等にあたっては、発注者と協議の上、決定するものとする。

【令和5年度（2023年度）】

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) その他、本業務に関連し作成した資料 | 一式 |
| (3) 電子データ | 一式 |
| (4) その他発注者が指定したもの | |

【令和6年度（2024年度）】

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) その他、本業務に関連し作成した資料 | 一式 |
| (3) 電子データ | 一式 |
| (4) その他発注者が指定したもの | |

15 著作権の帰属等

本契約による成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

また、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

16 成果物の納入期限

成果物の納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 令和5年度（2023年度）成果物 令和6年(2024年)3月15日
- (2) 令和6年度（2024年度）成果物 令和7年(2025年)3月17日